

入札説明書

公益財団法人 堺市産業振興センター

入札公告した案件に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、下記の説明書のとおりとする。

本工事は、主に846人を収容するホールの特定天井を、鉄骨を用いて耐震改修するものであることから、非常に高い安全性を求められるものであり、施工にあたっては特定天井改修工事に対する高い技術力が求められる工事である。また、ホールは令和2年5月1日から令和2年10月31日までを施工期間として利用停止を予定しており、施工期限の厳守を強く求めるものである。

このことに留意して入札参加すること。

記

1 入札参加資格に関する事項

以下の条件すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格を有し、本社又は支社、支店が大阪府下にある法人である者。
- (2) 特定建設業許可（主業種の登録が建築一式）の登録をしている者。
- (3) 下記のどちらかに該当する者。
 - ① 平成26年4月1日から令和元年8月31日の間に、元請（単独受注）として、以下の建物用途で、構造補強に鉄骨・RCを用いた耐震改修工事で、当該工事費が2億円（税別）以上であること。
 - ・図書館その他これに類するもの
 - ・博物館その他これに類するもの
 - ・体育館またはスポーツの練習場
 - ・百貨店、マーケット
 - ・劇場、映画館または演劇場
 - ・観覧場
 - ・公会堂または集会場
 - ・展示場
 - ・官公庁の施設
 - ・学校等
 - ② 国土交通省監修「～安全・安心な天井を目指して～ 天井の耐震改修事例集」に記載されている「天井耐震改修の主な方法」の内
 - ・耐震天井を新設
 - ・天井を建物と一体化のどちらかの工事で、改修面積が500㎡以上の工事を元請業者として施工した経験のある者。
- (4) 平成26年4月1日から令和元年8月31日の間に耐震改修工事を経験した一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有する技術者を専任で現場に配置できること。
- (5) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を、入札参加申請の申請期間の末日（以下「申請締切日」という。）から開札日までの間、受けていない者。
- (6) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。）に基づく入札参加除外を、当該業務の申請締切日から開札日までの間、受けていない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

2 入札参加資格審査申請方法

入札に参加しようとする者は、申請締切日までに次のとおり（2）に記載する文書等を添えて、入札参

加資格審査申請（以下「申請」という。）を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 封筒に一般競争入札参加資格審査申請書（公益財団法人 堺市産業振興センター理事長 あてのもの）及び入札参加資格審査の結果通知用の440円分切手（以下「申請書類」という。）、下記(2)の文書等を厳封し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送するか、下記まで持参すること。
- (2) 下記①か②の文書等
 - ① 1の(3)の①に記載する工事の実績がわかるもの。
※工事費については契約書の写し等、工事の完成日については施工期間を記載する実績表、及び耐震改修工事の内容がわかる書類等とする。
 - ② 1の(3)の②に記載する工事の内容がわかるもの。
※施工した建物名称、施工場所、施工期間、施工方法、工事費を記載する文書。

(送付・持参先) 〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5
公益財団法人 堺市産業振興センター 総務課

- (3) 申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。
- (4) 申請に要する費用は申請者の負担とする。また、提出された申請書類（添付書類を含む。）の返却は一切行なわないものとする。
- (5) 提出された申請書類等に虚偽の記載があれば、当該業務の入札参加を認めない。

3 申請の無効について

次のいずれかに該当する申請は無効とする。

- (1) 申請書類等が一般書留郵便及び簡易書留郵便または持参以外の方法で総務課に届けられたとき。
- (2) 指定日時までに申請書類等が届かないとき。

4 審査結果の通知

- (1) 入札参加資格を有すると認められた（以下「認定」という。）申請者には、郵便により認定の通知を行う。
- (2) 入札参加資格が認められなかった（以下「不認定」という。）申請者には、その旨の理由を付して郵便により不認定の通知を行う。
- (3) 認定通知日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、認定を取り消し、その旨の理由を付して郵便により取消の通知を行う。
- (4) 審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札は中止する。
- (5) 認定申請者には、あわせて現場案内の日時を通知する。

5 予定価格及び最低制限価格の公表について

- (1) 予定価格は、入札参加資格（不認定となった者を除く。）審査通知と合わせて通知する。
- (2) 堺市契約規則第20条第1項に規定する最低制限価格は落札決定後に公表する。

6 入札に参加できない者

入札に参加できない者は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格を満たさない者
- (2) 認定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

8 契約条項等を示す場所

（公表場所）

堺市北区長曾根町183-5

公益財団法人 堺市産業振興センター 総務課

9 入札方法

- (1) 入札方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により厳封された入札書を送付するか、あるいは厳封された封書を持参することとする。
- (2) 入札に当たっては、仕様書のほか認定の通知の送付時に同封する入札書の記入例を参照すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 入札書は、期限までに次の提出先に必着で送付すること。
(提出先) 〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5
公益財団法人 堺市産業振興センター 総務課
- (5) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あった場合、くじにより落札候補者を決定するものとする。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。
- (3) 入札書に実印の押印がないとき。
- (4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を郵送したとき。
- (6) 代理人による入札を行ったとき。
- (7) 数人が共同して入札を行ったとき。
- (8) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (9) 入札に関して不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。
- (10) 予定価格を上回る価格で入札したとき。
- (11) その他入札に関する条件に違反したとき。

11 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書提出期限までは、入札を辞退することができる。
ただし、入札書が到着後は辞退することができず、いかなる時点においても書き換え、引き替え又は撤回を認めないものとする。
- (2) 入札書提出期限までに入札書が到着していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

12 開札等

- (1) 開札予定日時
入札公告のとおり
- (2) 開札場所
堺市北区長曾根町183-5 公益財団法人 堺市産業振興センター 5階 第1会議室
- (3) 開札時の立会いは、当該業務の入札参加者のうち、開札当日出席した任意の入札参加者で行う。
- (4) 立会人は各社1名とし、入札書に押印した印を持参すること。
ただし、代表者ではなく代理人が立会いを行う場合は、本センター理事長宛ての委任状（独自様式で可とする。）及び代理人の印鑑を持参すること。
なお、入札者が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない本センター職員を立会わせて行うものとする。
- (5) 開札後、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (6) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。
ただし、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人として参加している場合は、その者

がくじ引きを行い、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない本センター職員が代わりにくじ引きを行うものとする。

1.3 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは入札を中止し又は入札期日を延期するものとする。

1.4 契約保証金に関する事項

落札者は、本センターとの契約の締結前に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

なお、保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1以上とする。

- (1) 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
- (2) 債務不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、本センター理事長が信用力があると認められた金融機関の保証
- (3) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）
- (4) 契約保証金には利子を付さない。

1.5 契約保証金の納付の免除

次のいずれかに該当した場合は、契約保証金を免除できるものとする。

- (1) 相手方が保険会社との間に本センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 本センターが相手方から委託を受けた保険会社と業務履行保証契約を締結したとき。
- (3) 金融機関の保証が得られたとき。

1.6 その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、関係法令を遵守しなければならない。

1.7 入札の実施に関する問合せ先

公益財団法人 堺市産業振興センター 総務課
堺市北区長曾根町183-5
電話 072-255-3311 FAX 072-255-5200
メール soumu@sakai-ipc.jp

設計図書等に関する質疑については、入札公告に定める質疑先及び質疑方法において行うこと。